



おはようございます。間締検査員。
4月から工事検査員となりました「若井」と申します。
工事検査の基本について、伺いたいのですが、
少々お時間よろしいですか？



若井検査員。おはようございます。
では、今からでもいいですよ。



出先のと、依命検査員として検査したことはありましたが、
専門工事検査員として検査するのは、初めてです。
そのため、工事検査を基本から勉強したいので、
間締検査員に、いろいろ教えて頂きたいと思ひまして。
最初に、どのような要綱・要領等を読んだらいいですか？



そんなに心配しなくてもいいと思いますよ。
工事検査の基本となるのは、

- ① 福島県工事検査実施要綱・同運用
- ② 福島県工事検査基準
- ③ 福島県請負工事成績評定要綱
- ④ 不適合工事の処理要領
- ⑤ 中間検査実施要領・同運用

以上の要綱・要領などですかね。



沢山あるんですね。
ちなみに、それら要綱等は、何処に掲載されていますか？



工事検査関係の最新版は、
工事検査課のホームページの「工事検査関係要綱・要領等」に、
掲載してありますので、ご覧下さい。



そうでしたか。
そうすると、県職員に限らず、
誰でも見られるようになっていたのですね？



そうなんですよ。
一般県民や受注者にも、工事検査情報を発信するため、
工事検査課ホームページを開設しています。



実は、出先にいるときに、
受注者から、工事検査や成績評定等に関する要領等は、
どこで、入手出来るか聞かれたのですが、
恥ずかしながら、明確な回答ができませんでした。

工事検査課HPには、要綱等のほか、検査実施状況のとりまとめ結果や不適合工事一覧表、更には「虎の巻」である『工事検査における工種毎のポイント』も掲載していますので、現場代理人等に情報提供して下さい。
ちなみに、H29.4.1要綱・要領等の一部改正に伴い、3月31日に更新したので、現在のHPは、最新版になっています。



次に、検査の実務的な事を伺いたいのですが・・・。
自分が監督員の頃は、工事内容変更指示書とか、安全管理、建退共。状況によっては、設計内容等全般にわたって検査を受けていましたが、現在の工事検査の内容は、昔と変わっていますか？

いい質問です。
基本的には、「出来形」「品質」「出来ばえ」の3点です。
ただし、福島県のみですが、検査の過程で検査員が必要と認める場合は、工事の実施状況について、関係資料の提示を求める場合もあり、このことは、“要綱の運用”に記載されております。



解りました。次に伺いたいののは、検査は、「何と対比して適否を判断」するのですか？

これから、別件の打合せが入っているので具体的な内容については、次回をお願いします。



●本日のポイント

工事検査課は、出納局を構成する課のひとつで、県庁西庁舎免震工事のためH28年10月31日から仮設庁舎2階に移っております。
平成29年度は、課長以下11名、各地方振興局出納室に1～2名の兼務地勤務で全8名おり、合わせて19名体制です。
工事検査の情報は、工事検査課ホームページでご確認ください。

工事検査課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/>

また、グループウェアの共有キャビネの出納局 工事検査課のフォルダに、工事検査に関する要綱や運用、更には工事検査Q&Aなどもありますので、ご覧下さい。

グループウェア：[共有キャビネット](#) → [出納局](#) → [工事検査課](#) → [「関係フォルダ」](#)

●工事検査課から一言

昨年度、初めて「工事検査通信」を配信し、出先事務所の主任と新採技師との会話形式にて、工事検査に係る基本的な事項について配信しました。
今年度は、工事検査員同士の会話形式により、工事検査に関する実務的な内容の通信を予定しております。
なお、H28年度版の通信も、グループウェアの共有キャビネに保存してありますが、配信後、部分的に改正されておりますので、注意して下さい。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：間締(マツ)検査員



：若井(カキ)検査員